

広報委員会
発行

関西大学通信

大阪府吹田市山手町3丁目
関西大学広報委員会

「関大改革案・第一次答申」で

既報のように、四月十日付の「関大通信速報」第十三号で、改革案第一次答申の目次を掲載し、また、四月十三日付の「関西大学通信」第八号で、「第五回大学協議会における改革案作成状況報告」を掲載し、さらに、五月七日付「関大通信速報」第十六号で、改革準備委員会「第一次答申」の今後の取扱方に触れた。他方、在阪各紙（朝日、毎日、読売）およびNHKテレビにおいても、第一次答申について論評を加えている。

このたび大学当局より、広報委員会として第一次答申全文を発表されたいむねの申出があったので、当委員会は学生諸君に広く知ってもらうために第一次答申全文をここに掲載する。

改革準備委員会第一次答申

(昭和四十五年三月三十一日)

目次

- 緒言
- 第一章 関西大学における改革の方向
- 第二章 大学の自治とその構成員
 - 一 総論
 - 二 学生の地位
 - 三 学生参加の方式と分野
 - 一 全学協議会への参加
 - 二 学部協議会への参加
 - 三 学生の賞罰に関する顧問委員会への参加
 - 四 学生の抵抗権
- 第三章 学長選挙
- 第四章 学部の教育に関する改革
 - 一 問題点の指摘
 - 二 全学的な一般教育
 - 三 学部単位での基礎教育
 - 四 学部単位の専門教育
 - 五 保健体育教育
 - 五 六 本改革案の問題点
- 第六章 二部学生の教育に関する改革
- 第七章 今後の検討にまつもの
- 後記

緒言

本委員会は、広瀬学長代行の発意により、学部長会議の諮問を経て、学長代行の諮問機関として、昭和四十四年十一月四日成立し、同日発足した。

本委員会は学長代行から諮問された事項は、関西大学の、大学としての活動全般にわたる改革の方向、ならびにその具体的な方策についてであり、きわめて広汎なものである。本委員会は、自律的に討議の方法、ならびに委員会としての意思決定の方法を取決めた後、つぎの三分科会を設け、各分科会相互の関連を図りつつ討議を進めてきた。

一、学生の地位と役割に
二、管理・運営に関する
三、研究・教育に関する
四、研究・教育に関する

この間、本委員会は、分科会を含めて四十二回、延べ百八十六時間に及ぶ審議を行なった。しかし、本学のみにしても八十有余

第一章 関西大学における改革の方向

つきに示すような事項について述べている。

第一章 関西大学における改革の方向 本章では大学改革の理念について述べてある。

第二章 大学の自治とその構成員 本章では大学構成員、特に学生の大学における位置づけについて述べてある。

第三章 学部の教育 本章では現在の大学の使命の重要なものをなす学部学生の教育に関し、教員、学生ならびに職員がそれぞれの立場でこの問題に積極的に関与することを求め、若干の具体的な改革案を示してある。

第四章 学長選挙 本章では新しい学長選挙の方式に関し提案してある。

第五章 学部学生の教育 本章では現在の大学の使命の重要なものをなす学部学生の教育に関し、教員、学生ならびに職員がそれぞれの立場でこの問題に積極的に関与することを求め、若干の具体的な改革案を示してある。

第六章 二部学生の教育 本章では二部学生の教育に関する改革の考え方について述べてある。

第七章 今後の検討にまつもの 本章では現在審議中あるいは将来審議されるべき事項を列挙してある。

題を積極的に再認識することとを求め、若干の具体的な改革案を示してある。

第六章 二部学生の教育 本章では二部学生の教育に関する改革の考え方について述べてある。

第七章 今後の検討にまつもの 本章では現在審議中あるいは将来審議されるべき事項を列挙してある。

着した現状のすべてが、教員会自治の名において行なわれた大学運営に由来するものと思われ。したがって、大学紛争で問題とされ、また、紛争処理段階でみられた機能上の欠陥について、十分に反省する必要がある。しかし、これらに鋭敏に反応する余り、大乗的改革の方向を見失うようなことがあれば、大学の将来にとって、これ以上の不幸はない。特に、昨今の大学紛争は、特定大学における具体的な欠陥に主たる原因があるのではなく、急激に発展し、流動する社会の中にある矛盾、欠陥が全国的にあるいは全世界的規模で、大学を揺るがしているものと解釈されるから、一大学における改革が、よく紛争の根源に対処できるものでもないことに注目すべきである。

しかし、如何に社会的背景があつたとしても、大学自体に紛争の生じる要因があつたことは、否めない事実である。

本委員会は、あくまでも大学の主体性、すなわち、学問の自由、大学の自治の尊厳を見失うことなく、同時にまた、上述の便宜主義を排除する厳しい自覚に立って、各方面にわたる具体的な改革の方途を求めるものである。

第二章 大学の自治とその構成員

論

二一 総論

大学は、理性的討論による真理追求の場であって、政治的に相反するグループの対決の場ではない。鵜呑みにしたイデオロギーや政治的偏見を大学の場に持ち込むことは、許されるべきではない。思想的多元性を許しつつ一致協力して学問研究を促進し、もって社会に寄与し、新しい人類の未来を切り拓かねばならない。

学問の自由は、このような多元的観点からする真理追求のためにこそ保証されるべきであり、また、大学の自治は、ひとえにこのような学問の自由を確保するためにのみ、社会によって認められていないものであつて、無制約的な治外法権を意味するものではない。二、論をまたない。

二二 学生の地位

学生の大学における地位は、つぎのように要約される。

一、教育の場にあつては、教えられる者

二、契約によって、大学の間に機能的差異がある以上、大学の自治に対する参加方式は、同一のものである。

大学は、機能的差異を有する三者が、それぞれの固有の権利と義務とを確保しつつなすところの有機的結合を通じて成立する共同社会とみなされるべきものであるから、これら三者の有機的結合は、原則として二成する三者は、相互の立場を尊重して大学の自治を維持するために責任を分担するべき存在であるが、三者の

すれも通年講義で二単位とし、英語(Ⅰ)、(Ⅱ)を一年次に、(Ⅲ)、(Ⅳ)を二年次に、(Ⅴ)を三年次に配当するものとする。

五―四 学部単位の特設教育

既に随所に述べたように、大学における教育は、組織された教育内容が必要とされるわけである。すなわち、学部・学科あるいは専攻コース別にカリキュラムが編成され、学生に必修科目を課して学習の方向付けをすることは止むを得ない。しかし、本来学部レベルの専門分野の内容は、決して高度に分化した現代科学の専門分野のそれとは異なっており、構成員の必要がある。学生の多くは、自らが希望した分野の内容を十分に理解して希望したものでなく、また学生は、自己の未知数を信じて無限の可能性に立ち向う気構えもあつて、一定の規格にはまることに抵抗を感じ、人生は、いづれ未知の世界に突入し、その中で努力することにより、はじめて自らの道を求め得るものである。このことは、専門分野の道においても同様である。これを学生は自覚しなければならぬが、なおかつ、学生には、自己の興味に従つて、学問の方向を選択する自由がある。このように考えると、学部における専門教育の方針は、二律背反の苦境に陥るが、大学としては、学生をある学問分野に引き入れる方向に努力することを第一義とすべきであらう。ただ教育を行なうに当つての技術的課題は、極端に学生の選択範囲を狭めてはいけぬ。これを要するに、必修科目は、可及的少なくすることに努め、同じく必修科目であっても、少なくとも、同一学部の内のものであれば、他の類似科目でこれを代用できるように配慮し、選択科目

にあつては、さらに選択の自由を増すような方向に科目配当を再検討することが望まれる。

五―五 保健体育教育

大学における保健体育教育には、いくつかの目的があり、それぞれに適応した方法で運営される必要がある。従来大学における保健体育教育(いわゆる正科体育)は、主として一般学生の個人の健康増進と体力の向上を図り、あわせて豊かな人間性の培養を目的としたものであつた。近代都市の住人としての学生は、自然としての身体運動の必要を充たしていかないと考へられ、この傾向は、今後ますます助長されるものとみられる。したがつて、従来からの正科体育は、これを強化することが望ましい。このためには、つぎに掲げるような施策が提案される。

五―六 本改革案の問題点

本改革案は、教員ならびに学生の両者に対して、学を必要とすることは明らかである。この構想を完全に実施するには、多大の努力を必要とする。これは明らかである。したがつて、理想の運営ができない場合の生じることにも覚悟しなければならぬ。たとえば、全学的な自由を最大限に認めるべきであるとするものである。

面への関心が急激に深まりつつあることに気がつく。すなわち、社会には、この方面の見識を持った人材と、具体的な計画性と行動性を備えた専門家が不足している。この方面の専門家の養成の可否について、本委員会はいまだ論じていないが、本委員会が提案した全学的な一般教養教育においては、社会科学の一分野として、保健体育をとり上げた講座が設けられることは、有意義なことと考へる。

第六章 二部学生の教育に関する改革

教育に関する改革

本学が向学心に燃えた青年を集めて、明治十九年法律学校として発足したことは、関西大学の歴史に明記されているところである。このように、二部は本学の母体であつて、当時の理念は、現代でも高く評価されてよいものである。この精神を正しく、かつ近代的に具現する道を求めるものである。本来一部も二部もともに同じ関西大学を構成するものであるから、この運営理念に異なるところはない。したがつて、本委員会の答申は、全学に適用されるべきものであるが、一部と二部とは、物理的条件が異なることは認識しなければならぬ。この事実を直視することを目指すのは、一種の便宜主義であり、逃避で解決するためには、関係者の深い認識と具体的な努力が必要であつて、現段階では、実行可能な具体案を得るには、なお慎重に検討

第七章 今後の検討にまつもの

- 本委員会が審議継続中のもの、また、将来検討されるべきものをつぎに掲げる。
- (一) 研究組織、教員組織に関する問題
- (二) 大学院ならびに研究所に関する問題
- (三) 大学運営機構に関する問題
- (四) 入学試験制度に関する問題
- (五) 学生生活ならびに課外活動に関する問題
- (六) 図書館、視聴覚教室など研究教育に重要な役割を果す機関に関する問題
- (七) 学校法人関西大学が設置する諸学校との関係

後記

本答申は、緒言に述べたように、現時点で可能な限りにおいて答申したものである。第七章に列挙した事項は、いずれも重要なものであり、これらの問題を未審議事項とせざるを得なかつたことに対して、本委員会は遺憾の意を表明した。最後に、本委員会が審議過程において、参考とした資料のうち、本学関係のものを記して、これら資料の作成に当られた諸氏に対し、感謝の意を表する。

- ◎大学問題討議資料(大学問題委員会)
- ◎中谷学長大学改革案
- ◎社会学部改革案
- ◎明石学長事務代行所見
- ◎四学部改革案

一九六九年七月二日
一九六九年八月一日
一九六九年八月二七日
一九六九年九月九日
一九六九年八月

